

中山間地域フォーラムの「提言」と新「食料・農業・農村基本計画」（農村政策関係）との対比

2020年3月31日

| フォーラムの提言  | 新基本計画の記述  |
|---|---|
| <p>1. ・基本法の理念や規定に照らした十分な検証と議論、国民全体の視点での農村政策の再構築、時間不足なら改定自体の延期</p> <p>・基本法改正も視野に</p>     | <p>・当初予定通り 2020年3月に閣議決定。<br/>(新しい農村政策のあり方等については、有識者による検討会を予定)</p> <p>・(基本法改正に関する記述なし)</p>   |
| <p>2. ・総合的な農村振興政策の企画・立案・推進、農林水産省のリーダーシップと積極的な役割</p> <p>・個別政策の列挙ではなく、農村政策の体系化を踏まえた記述</p> | <p>・「農村政策の企画・立案・推進を総合的に進め、上記(1)から(3)までの柱に沿って施策を効率的・効果的に実施していくため、農村の実態や要望について、農林水産省が中心となって、都道府県や市町村、関係府省や民間とともに、現場に出向いて直接把握し、把握した内容を調査・分析した上で、課題の解決を図る取組を継続的に実施するための仕組みを構築する。」(63p-第3の3(4))</p> <p>(このほか、「地域政策の総合化」(6p-第1の2(5))の記述もあるが上記との関係は明確でない。)</p> <p>・(旧計画では「多面的機能の発揮を促進するための取組」から始まっていた構成が改められ、新計画では、「中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進」から始まるなど、一定の体系化が図られている。)</p> |
| <p>3. ・意欲ある若者等が移住・就農したくなるような中山間地域の農村ビジョンの明示</p>   | <p>・「地域特性を活かした作物や現場ニーズに対応した技術の導入を推進するとともに、米、野菜及び果樹等の作物の栽培や畜産、林業も含めた多様な経営の組合せにより所得を確保する複合経営モデルを提示する。」(56p-第3の3(1)①)</p> <p>・「現場発の新たな取組を抽出しつつ、複合経営等の多様な農業経営、農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化等の取組を様々に組み合わせることで所得と雇用機会を確保するモデルを提示し、全国で応用できるよう積極的に情報提供する。」(57p-第3の3(1)②ア)</p> <p>・(全体としてどのような農村地域をつくるのかという農村ビジョンについては、個別政策の列挙である程度方向は示されているが、まとまった明確な記述はない。)</p>                 |
| <p>4. ・田園回帰や関係人口の広がりを踏まえ、新しい価値観やライフスタイルを実現できる地域としての農村の位置づけと多様な兼業農業の支援</p>               | <p>・「関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じて地域の支えとなる人材の裾野の拡大を図るため、体験農園、農泊、ふるさと納税等の様々なきっかけを通じて地域への関心や関わりを持った者が、関心や関わりを段階的に深め、地域活動への参画や援農・就農等に効果的につなげていくための仕組みを具体化する。」(62p-第3の3(3)①ウ)</p>  |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>・「農村で副業・兼業などの多様なライフスタイルを実現するための、農業と他の仕事を組み合わせた働き方である「半農半X」やデュアルライフ（二地域居住）を実践する者等を増加させるための方策や、本格的な営農に限らない多様な農への関わりへの支援体制の在り方を示す。」（62p-第3の3(3)②ア）</p>   |
| <p>5. ・総合的な農村政策の明示等による市町村職員の人材育成への積極的な協力</p> <p>・地域運営組織のボトムアップによる育成、財源・人材育成・法人格取得等の支援</p>          | <p>・「農村の振興に当たっては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月閣議決定）等に掲げる施策と十分に連携しながら、地方への人や資金の流れを強化しつつ、関係府省、都道府県や市町村、民間事業者など、農村を含めた地域の振興に係る関係者が連携するとともに、農村を含めた地域振興施策を担う都道府県や市町村の人材育成などの点も含め、総合的に推進していく。」（63p-第3の3(4)）</p> <p>・「地方公共団体の職員数の減少が懸念される中においても、農業・農村の現場が抱える課題や行政ニーズの変化等に迅速かつ効果的・効率的に対応するため、行政・組織の在り方を含め、施策の推進体制を見直す。」（70-71p-第4の(3)）</p> <p>・「生活サービスの維持・確保、仕事・収入の確保等の地域課題の解決に取り組む地域運営組織等の地域づくり団体の設立や集落協定の広域化等を推進する。体制の構築に当たっては、集落営農等の活動を地域づくりなどの分野に多角化していくことや、地域運営組織等の活動を農地の利用及び管理などに広げていくことに対する支援の在り方を示す。」（61p-第3の3(3)①ア）</p> <p>（「提言」にある支援に関する記述はない。）</p> |
| <p>6. ・日本型直接支払制度の将来を見据えた検討</p> <p>・中山間地域等直接支払制度の非対象農地が混在する集落での一体的な取組の推進、若者の積極的な経営展開を可能にする交付金水準</p> | <p>（中山間地域等直接支払制度など日本型直接支払制度については、数か所の記述があるが、「提言」にある将来を見据えた検討等に関する記述はない。）</p>   |
| <p>7. ・良好な農村景観の形成の農村政策への位置付けと支援の強化</p> <p>・耕作条件の悪い農地の市民農園、家畜放牧、獣害防止等へ活用する土地制度の検討</p>               | <p>・「棚田、景観作物地帯等の景観、農村の歴史や伝統文化を活かした農泊等の地域づくりを推進するため、「景観法」（平成16年法律第110号）に基づく景観農業振興地域整備計画、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年法律第40号）に基づく歴史的風致維持向上計画等の制度や、「日本遺産」等の施策を活用した特色ある地域の魅力の発信を推進する。」（62-63p-第3の3(3)②ウ）</p> <p>・「地域で共同した耕作・維持活動に加え、放牧や飼料生産など、少子高齢化・人口減少にも対応した多様な農地利用方策とそれを実施する仕組みについて「農村政策・土地利用の在り方プロジェクト」を設置し、総合的な議論を行い、必要な施策を実施する。」（59p-第3の3(2)①ア）</p>   |